

しずさと訪問看護ステーション

1. 当事業所は西濃地域福祉事務所長指定の訪問看護事業所です

指定事業所番号：2162190074

2. 利用定員および職員の体制

●職員の体制

管理者(常勤兼務1名) 看護師(常勤兼務1名・常勤専従3名・非常勤専従3名)
理学療法士(非常勤兼務8名)・作業療法士(非常勤兼務4名)・言語聴覚士(非常勤兼務2名)

3. 運営規定および重要事項(抜粋)

①事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、介護予防訪問看護及び訪問看護を行い全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

②事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日まで

休業日 日曜・祭日、12月30日～1月3日、盆休業日(8月の3日間)

営業時間 平日 午前9時から午後5時 土曜 午前9時から午後午後0時30分まで

③訪問看護の内容及び、利用料等

指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- 1)病状・障害の観察
- 2)清拭・洗髪等による清潔の確保
- 3)食事及び排泄等日常生活の世話
- 4)褥瘡の予防・処置
- 5)リハビリテーション
- 6)ターミナルケア
- 7)認知症患者の看護
- 8)療養生活介護方法の指導
- 9)カテーテル等の管理
- 10)その他、医師の指示による医療処置

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

その他、死後の処置は5,000円(材料費含む)とする。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

④看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。また、看護師等は、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

⑤その他運営についての留意事項

1. 事業所は、訪問看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2. 利用者が事業者には何かの苦情・要望をもった場合、事業所の苦情処理担当者に申し出ることができる。事業者は迅速・適切に対応する。
*担当者：管理者(正岡) 連絡先：0584-93-1173
3. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
5. この規定に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、西濃医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。